

## 鹿児島県新型コロナウイルス感染症医療機関休業等継続・再開支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域における必要な診療等の機能を維持するため、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症に伴う休業等に対する継続・再開支援金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号）、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年9月22日医政発0922第38号、健発0922第14号、薬生発0922第1号）及び鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 鹿児島県内に所在する医療機関であって、新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関とする。

(補助金の対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費は、別表第2欄に定める経費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算定された額の合計金額とする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第13条の補助事業等実績報告書は、補助金交付申請・実績報告書（別記第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請・実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（精算書）（別紙）
- (2) 対象経費の仕様がわかる書類（カタログ等）
- (3) 対象経費の支払証拠書類（領収書等）
- (4) 休業等及び再開までの経緯を記載した書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請・実績報告書の提出期限は事業が終了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 規則第5条の規定により附する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費として交付を受けた補助金を、その目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。新型コロナウイルス感染の収束後、機能を維持するため、平時より使用することを認めるものとするが、新型コロナウイルス発生時において、患者に対し即時使用できるよう、施設内で利用状況を把握するなど適切に管理すること。
- (5) 補助事業者に対し、補助事業に関し、必要な検査をすることがある。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。  
また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に返納させることがある。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払いにより交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第4号様式のとおりとする。

(補助事業の内容等の変更)

3 前項の請求書は、第5条の補助金交付申請・実績報告書と併せて提出することができるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年10月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

【別表】

補助交付基準

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
HEPAフィルター付き 空気清浄機 1 台当たり 905,000円	HEPAフィルター付き 空気清浄機の購入費 用	次に掲げる額のうち最も少ない 額に2分の1を乗じて得た額（た だし、1,000円未満の端数が生じた 場合はこれを切り捨てるものとす る）。 1 基準額 2 対象経費の実支出額
消毒経費 1 施設当たり 600,000円	需用費(消耗品費)、 委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費	次に掲げる額のうち最も少ない 額に2分の1を乗じて得た額（た だし、1,000円未満の端数が生じた 場合はこれを切り捨てるものとす る）。 1 基準額 2 対象経費の実支出額

〔注〕 HEPAフィルター付き空気清浄機について、次のとおりとする。

- ① 1 施設当たりの上限については、2 台までとする。
- ② 歯科診療所については対象外とする。

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者住所  
氏名

令和 年度鹿児島県新型コロナウイルス感染症休業等継続・再開支援事業  
補助金交付申請・実績報告書

下記のとおり事業を行ったので、補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条、第13条及び第24条並びに鹿児島県新型コロナウイルス感染症休業等医療機関継続・再開支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 実績報告

(1) 対象医療機関

医療機関	医科，歯科の別	
	名 称	
	所 在 地	
休業期間等	令和 年 月 日～令和 年 月 日	

(2) 対象経費（該当する□に✓を記入してください）

- HEPAフィルター付き空気清浄機の購入
- 消毒経費

(3) 関係書類

- ア 経費所要額調書（精算書）（別紙1）
- イ 対象経費の仕様がわかる書類
- ウ 対象経費の支払証明書類（領収書等）
- エ 休業等及び再開までの経緯を記載した書類
- オ その他知事が必要と認める書類

新 コ 調 第 号  
令和 年 月 日

様

鹿児島県知事

令和 年度鹿児島県新型コロナウイルス感染症休業等継続・再開支援事業  
補助金交付決定及び確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度鹿児島県新型コロナウイルス感染症休業等継続・再開支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

令和 年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者住所  
氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け新コ調第 号により交付決定があった令和 年度鹿児島県新型コロナウイルス感染症休業等継続・再開支援事業について、鹿児島県新型コロナウイルス感染症医療機関休業等継続・再開支援事業金交付要綱第7条第6号条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15号に基づく額の確定又は事業実績報告額          | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額                       | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者住所  
氏名

令和 年度鹿児島県新型コロナウイルス感染症休業等継続・再開支援事業  
補助金交付請求書

鹿児島県補助金等付則第16条の規定により、令和 年度鹿児島県新型コロナウイルス感染症休業等継続・再開支援事業補助金の交付決定額について、下記の金額を請求します。

記

金 円

下記の口座にお振り込みください。

フリガナ 名 義		
金融機関の名称	銀行	支店
預金種類・番号	普通 当座	No.